

(調査カード送付前にお読み下さい)

医療事故相談の手順とその後の流れについて

- 1 調査カードに必要事項をご記入の上、個人情報の取り扱いについての同意書（署名済みのもの）と共に、事務局宛にお送り下さい。

※調査カードと同意書以外の資料は同封されないようお願いします。

- 2 事務局にて調査カードを検討の上、受理した場合は、2名の弁護士が担当することになります。

- 3 担当弁護士から連絡がありますので、ご相談日、ご相談場所等を決めて下さい。初回相談料（相談時間1時間以内）は無料です。1時間を超える場合は、30分につき5500円（消費税込み）、2回目からは、1回1時間以内で、1万1000円（消費税込み）です。

- 4 担当弁護士とうまく連絡がとれないなどの場合には、事務局宛て御連絡下さい。

- 5 医療事故相談の事務局は、医療事故専門の弁護士が常駐しているわけではありません。従いまして、医療事故の内容については、担当弁護士が決まり次第、担当弁護士とご相談下さい。

- 6 調査カードの内容からご相談をお受けできないと事務局が判断した場合（内容が医療に関係しない場合など）には、事務局よりご連絡致します。この場合、調査カードは、基本的に廃棄処理致しますが、ご希望があればご返却致します。ただし、この場合の送料はご負担いただくことになりますのでご了承下さい。

- 7 法律相談において、医療過誤が疑われると弁護士が判断した場合は、事案に応じ、次のように進みます。医師や医療機関の責任追及が明らかに困難であると弁護士が判断した場合等、法律相談のみで終了するケースもあります。

(1) 調査

当該事案について調査を行います。

相談者が医療記録を入手していない場合は、医療記録を入手します。

医療記録の入手は、病院に対してカルテ開示を求める場合と、証拠保全を行う場合があります。

その後、医療記録をもとに、文献調査や、専門医からの意見聴取などを行い、事案の解明を進めます。

(2) 相談者に対する説明・報告・協議

調査結果に基づき、担当弁護士が、医師や医療機関の責任を問うことができるかどうか一定の結論を出し、ご相談者にご報告します。

それをふまえ、今後の方針について、ご相談者のご希望を伺いながら協議を行います。

(3) 医師、病院との交渉

調査結果をもとに、損害賠償請求をすべきであると判断される事案であれば、医師・病院と示談交渉をします。

(4) 医師、病院に対する訴訟提起

交渉で合意できなければ、あらためてご相談者と協議の上、訴訟を提起します。

- 8 上記の調査、証拠保全申立、交渉、民事訴訟などについては、相談料とは別に弁護士費用が必要になります。弁護士費用については、担当弁護士から十分な説明を受けてください。

※弁護士費用は、弁護士2名で事件処理に当たる場合の費用です（2名だから倍になるわけではありません）。ただし、遠方の協力医に面談する場合に発生する交通費などの実費や出張日当などは、2名の弁護士それぞれについて発生することがあります。2名の弁護士がそれぞれの視点から医師の話を聴き、過失の有無を検討することが必要だからです。

- 9 当研究会の相談を通じて会員が受任した事件については、事件の進行状況、問題点などについて、担当弁護士らから研究会全体会議で報告され、検討されることがあります。